

## 平成 29 年度施設型給付費における保育士等の処遇改善について

国では平成 29 年度予算において、一億総活躍社会の実現に向けた主要施策の一つとして保育士等の処遇改善を掲げています。具体的には、施設型給付費（認定こども園、幼稚園、保育所の運営費）における給与部分に以下の加算を行う形で、配分が行われる予定です。

- (1) 保育所等に勤務する全ての職員を対象とした 2%（月額 6 千円程度）の処遇改善
- (2) (1) に加えて、
  - ・ 経験年数が概ね 7 年以上で、キャリアアップ研修を経た中堅職員に対して、月額 4 万円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね 3 分の 1）
  - ・ 経験年数が概ね 3 年以上で、キャリアアップ研修を経た職員に対して月額 5 千円の追加的な処遇改善を実施する。

### 【留意事項】

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成 29 年度は当該要件を課さない。平成 30 年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額 4 万円の配分については、各施設の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額 4 万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

具体的な運用については現段階で国から示されておりませんが、通知等が出され次第、市内の各施設に対し速やかに周知を行う予定です。